

# 常滑市地域防災計画の修正要旨

## 1 常滑市地域防災計画の修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## 2 修正概要

本年度の「常滑市地域防災計画」の修正については、愛知県の取り組みに係る修正事項、防災基本計画の修正などを踏まえた「愛知県地域防災計画」の修正箇所の反映及び市としての必要な修正等を行うこととする。

## 3 主な修正事項

### （1）愛知県地域防災計画の修正箇所の反映

ア 防災基本計画の修正を踏まえた修正

- （ア）無人航空機の運用調整
- （イ）消防団員等が参画した防災教育
- （ウ）避難所等における各種対策
- （エ）防災関係機関相互の連携
- （オ）その他の修正

イ 愛知県基幹的広域防災拠点における広域防災活動拠点の整備について

ウ 水防法等の改正を踏まえた修正

- （ア）要配慮者利用施設に係る避難確保計画及び避難訓練に対する市長の助言・勧告について
- （イ）要配慮者利用施設における避難訓練の実施及び報告について

エ 県防災ヘリコプターと名古屋市消防ヘリコプターの一体的運用について

- （ア）名古屋市への事務委託について

### （2）市の取組に係る修正事項

- ア 災害対策本部副本部長の見直し
- イ 首長不在時の代行順位の見直し
- ウ 防災カメラ整備に伴う追加
- エ 協定締結に伴う追加